第百八十九条中「この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに公社の解散及び業務等の承継」を「承継会社の再編成」に改める。

第百九十五条中「日本郵政株式会社」の下に「、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を加え、同条第三号中「第百八十四条第一項」を「第百八十四条」に改める。

第百九十六条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第百十条の二第一項後段、第百十二条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項、第百三十八条の二第一項後段、第百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百九十六条第十二号を削る。

第百九十七条を削る。

附則第二条第二号中「第六章第三節、第七章第三節」を「第七章第四節」に、「平成二十九年九月三十日」を「移行期間の末日」に改める。

（日本郵政株式会社法の一部改正）

第二条　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条―第十七条」を「第十三条―第十六条」に、「第十八条―第二十三条」を「第十七条―第二十二条」に改める。

第一条中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「これらの株式会社」を「、日本郵便株式会社」に、「並びにこれらの株式会社」を「及び日本郵便株式会社」に改める。

第四条第一項第一号から第三号までの規定中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出し中「郵便事業株式会社等」を「日本郵便株式会社」に改め、同条中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（責務）

第五条　会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2　前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

第八条第一項中「第二十二条第三号」を「第二十一条第三号」に改める。

第十二条中「毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度」を「総務省令で定めるところにより、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類」を加える。

第十三条を削る。

第三章中第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の公表）

第十六条　会社は、その株式が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2　会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第十七条を削る。

第四章中第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条第二号中「第五条」を「第六条」に、「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同条第六号中「若しくは事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類」に改め、同条第七号中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

八　第十六条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

附則第二条第一項中「平成二十四年九月三十日までの間」を「当分の間」に改め、「ほか」の下に「、同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第一号中「譲渡又は廃止」を「運営又は管理」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する」を「前項に規定する」に改める。

附則第三条中「よう努める」を削る。

（郵便局株式会社法の一部改正）

第三条　郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本郵便株式会社法

目次中「第十二条」を「第十四条」に、「第十三条―第十五条」を「第十五条―第十八条」に、「第十六条―第二十一条」を「第十九条―第二十四条」に改める。

第一条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務及び」を「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに」に改める。

第二条第一項中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改め、同条第二項中「郵便窓口業務」の下に「、銀行窓口業務及び保険窓口業務」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一　会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二　会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三　会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地

四　その他総務省令で定める事項

3　この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一　会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二　会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法

三　会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地

四　その他総務省令で定める事項